



食品衛生法施行規則及び食品、添加物等の規格基準の一部改正について

厚生労働省は、食品衛生法施行規則と食品添加物等規格基準を改正し、これにより10月1日以降に製造または輸入されたおもちゃは、新しい規格基準が適用されます(平成20年3月31日告示)。

改正の要旨は、以下のとおりです。

- 1 近年の多様化したおもちゃに対応できるよう、食品衛生法第62条第1項に規定する「乳幼児が接触することによりその健康を損なうおそれがあるものとして厚生労働大臣の指定するおもちゃ」の範囲を拡大すること。
 - 2 国際的に通用しているおもちゃの規格(ISO規格等)を取り入れ、おもちゃの衛生上の観点からの規格の国際整合性の確保を図ること。
 - 3 鉛等に係る規格を強化し、衛生上の観点から、より一層のおもちゃの安全性の確保を図ること。
- 以上の改正による変更点は以下の通りです。

- 1 指定おもちゃの材質の制限が廃止され、アクセサリがん具、知育がん具及びおもちゃと組み合わせて遊ぶおもちゃが追加、ぜんまい式及び電動式の乗物がん具が対象に追加。
- 2 原材料の「塗料」が「塗膜」へと変更、また原材料のポリ塩化ビニル及びポリエチレンを主体とする「材料」から、これらを用いて「製造された部分」へと変更され、それぞれ最終製品での試験が可能。
- 3 塩化ビニル樹脂塗料の溶出規格は、ISO8124-3を参考に、乳幼児が塗装部分をかじって塗膜の一部を飲み込むことを想定した溶出規格に変更。

当社では、食品衛生法にもとづくおもちゃの分析や欧州玩具安全基準EN71-Part3の分析も行っております。お気軽にお問い合わせください。

資料 2008年3月31日付 厚生労働省通知
品質検査箇所 竹下尚長

カナダ政府がPBDE規制を公布

2008年7月9日に、カナダ政府よりPBDEに関する規制が公布されました。この規制は、2008年6月19日から施行されており、4~10 臭素化物のPBDE及びそれを含有する製品が対象となります。

「製造禁止」とされたのは、4~10 臭素化物のPBDE及び4、5また6 臭素化物を含有する樹脂、ポリマー、またはその他の合成品です。

また、「使用、販売、販売の申出また輸入禁止」とされたPBDEは、4、5及び6 臭素化物であり、これらのPBDEを含む合成品、ポリマー及び樹脂も禁止されています。

なお、適用除外項目は、次のようになります。
①害虫防除法の第2(1)項に係る害虫防除製品中のPBDE。
②試験所で分析、科学研究の目的及び分析標準物質として使用しているPBDE。
③特定の物理形状を持つもしくは特殊のデザインにより製造された製品中のPBDE。その製品の機能は、最終の使用目的によってその形状もしくはデザインに依存している。
④化学品原料中の汚染物質として存在し、プロセス中で放出のないPBDE。

資料 2008年7月9日付 カナダ政府官報

商品開発箇所 白亜力

下記の記事をご希望の方は編集室佐藤までご連絡下さい。

1. 全国下水道整備状況発表(平成19年度末) 国土交通省
2. 化審法見直し案を提示 厚生労働省、経済産業省、環境省
3. アスベスト対策部会でワーキンググループを設置
4. 窒素・燐の暫定排水基準見直し(案)に対する意見の募集の結果について
5. 国家機関の建築物における吹付けアスベスト等の使用実態調査結果について 国土交通省
6. 全国の合流式下水道改善の進捗状況の評価結果
7. 石綿による健康被害の救済に関する法律の改正について
8. 厚生労働省所管公共施設吹付けアスベスト等使用実態調査結果について 厚生労働省
9. 中央環境審議会土壌農薬部会土壌制度小委員会第5回会合について



今すぐ、結果が知りたい!と思った事ありませんか? 業界初新サービス、しかも無料!

「あなたの分析室Webシステム」 過去データから最新の分析結果、分析の進捗状況まであなたのパソコンからいつでも好きなときにご確認いただけます。まずは、お問合せください。